

カルテ記載の必要な診療報酬 第2回 在宅医療

医業経営ニュース Vol.11 では、指導・監査においてカルテ記載漏れや記載不足による指摘が多い「医学管理」について解説しました。今回は、同じくカルテ記載に対する指摘が多い「在宅医療」に焦点を当てて解説していきます。

在宅医療において、カルテ記載を指摘されやすい項目としては在宅療養指導管理料があります。この在宅療養指導管理料では、「当該在宅療養を指示した根拠」、「指示事項」、「指導内容の要点」の記載が求められています。これらの記載がない場合、患者に対し何も指示や指導を行っていないと見なされ、指導・監査時に指摘や返還金を求められる可能性が高くなります。

「指示事項」であれば、患者の症状や検査結果等に基づいた注意点や緊急時の措置等を、「指導内容の要点」であれば、患者の症状や生活スタイルに添った指導内容等を、カルテに個別具体的な記載をすることが求められます。下表は、中国四国厚生局が公開している「平成27年度に実施した個別指導において保険医療機関（医科）に改善を求めた主な指摘事項」のうち、カルテ記載が必要である在宅医療をいくつかピックアップし、記載例をまとめたものです。カルテの記載状況の確認にご活用ください。

項目	カルテ記載が必要な内容	カルテ記載例
在宅自己注射指導管理料	当該在宅療養を指示した根拠	2型糖尿病。FBS〇mg/dl。 内服薬投与するも血糖コントロール不良のため、インスリン療法を要する。
	指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）	アピドラ注ソロスター毎食直前〇単位。 打ち忘れた場合は主治医に相談すること。 体調変化時は当院受診すること。
	指導内容の要点	低血糖時はブドウ糖を服用すること。
在宅酸素療法指導管理料	当該在宅療養を指示した根拠	Pao2 〇mmHg。高度慢性呼吸不全。 在宅酸素療法を要する。
	指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）	〇Lにて投与。労作時は〇Lまで増量可能。 呼吸困難等体調急変時は当院受診すること。
	指導内容の要点	まずは〇Lで様子見る。 外出時は携帯用酸素ポンペを使用すること。
在宅人工呼吸指導管理料	当該在宅療養を指示した根拠	肺水腫。肺内のガス交換障害あるため、在宅人工呼吸導入。
	指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）	NPPV導入。 マスクによる皮膚障害に気を付けること。 咳が増える、むくむ等の症状が出た場合、当院受診すること。
	指導内容の要点	まずはNPPVで様子を見る。 使いにくいようであればマスクや設定条件等を変更する。

弊社では、外部の視点で貴院の診療報酬算定状況を調査する『診療報酬施設基準コンプライアンス調査』を実施しています。調査方法、調査料金など、詳しくはお問い合わせください。

株式会社ユアーズブレイン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当 大迫、真鍋